

## 総務委員会会議録

日時 平成23年12月9日(金) 開会時間 午前10時01分  
閉会時間 午後4時23分

場所 北別館507会議室

委員出席者 委員長 河西 敏郎  
副委員長 齋藤 公夫  
委員 中村 正則 高野 剛 渡辺 英機 浅川 力三  
森屋 宏 大柴 邦彦 樋口 雄一 久保田 松幸

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員長 真田 幸子 警察本部長 唐木 芳博  
警務部長 砂山 和明 生活安全部長 宮崎 清 刑事部長 保坂 廣文  
交通部長 中澤 明彦 警備部長 北村 正彦 首席監察官 有泉 辰二美  
総務室長 小野 和夫 警察学校長 佐野 俊夫 警務部参事官 興石 靖  
生活安全部参事官 宮下 篤 交通部参事官 深沢 智明  
会計課長 藤原 芳樹 監察課長 薬袋 治男  
情報管理課長 海野 錦 地域課長 奥脇 勝美 少年課長 岡田 寿雄  
捜査第一課長 大村 保美 捜査第二課長 細入 浩幸  
組織犯罪対策課長 松本 光義 交通指導課長 渡辺 文友  
交通規制課長 川崎 雅明 運転免許課長 山下 實  
警備第一課長 梶原 猛一 警備第二課長 眞壁 昌三  
通信指令課長 清水 一成 生活環境課長 小林 仁志  
厚生課長 古屋 政博

知事政策局長 平出 亘 企画県民部長 丹澤 博 リニア交通局長 小池 一男  
企画県民部理事 河野 義彦  
知事政策局次長 岩波 輝明 知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 山下 誠  
政策参事 桐原 篤 知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱) 松谷 荘一  
知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱) 渡辺 祐一  
企画県民部次長 藤江 昭 リニア交通局次長 矢島 孝雄  
東日本大震災支援対策室長 駒井 和彦  
企画課長 相原 繁博 世界遺産推進課長 市川 満  
北富士演習場対策課長 中田 政孝 情報政策課長 伏見 健  
統計調査課長 前嶋 修 県民生活・男女参画課長 小松 万知代  
消費生活安全課長 前沢 喜直 生涯学習文化課長 青嶋 洋和  
国民文化祭課長 平井 敏男  
リニア推進課長 田中 俊郎 交通政策課長 大柴 節美

総務部長 田中 聖也 会計管理者 笹本 英一  
人事委員会委員長 小澤 義彦 代表監査委員 興水 修策  
選挙管理委員会委員長 戸栗 敏

総務部防災危機管理監 安藤 輝雄 総務部理事 小幡 尚弘  
総務部次長 田中 宏 総務部次長(人事課長事務取扱) 原間 敏彦  
職員厚生課長 田中 久善 財政課長 尾崎 祐子  
税務課長 上小澤 始 管財課長 佐藤 佳臣 私学文書課長 大堀 道也  
市町村課長 伊藤 好彦 消防防災課長 宮原 健一  
出納局次長(会計課長事務取扱) 吉田 泉 管理課長 古屋 金正  
工事検査課長 風間 達夫  
人事委員会事務局長 藤原 一治 人事委員会事務局次長 丹澤 保幸  
監査委員事務局長 広瀬 猛 監査委員事務局次長 飯島 幸夫  
議会事務局次長 久保田 克己 議会事務局総務課長 鈴木 茂久

議題 (付託案件)

第106号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

第108号 平成23年度山梨県集中管理特別会計補正予算

第114号 和解及び損害賠償額の決定の件

第117号 当せん金付証券発売の件

第120号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1

請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の1及び2

請願第23-14号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて

請願第23-15号 浜岡原子力発電所を永久停止(廃炉)にすることを求めることについて

請願第23-16号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。  
また、請願第23-3号、請願第23-13号、請願第23-14号、請願第23-15号及び請願第23-16号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策局・企画県民部・リニア交通局、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時01分から午前10時30分まで警察本部関係、休憩をはさみ、午前10時55分から午前11時53分まで知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係、休憩をはさみ、午後2時7分から午後4時23分まで総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

※第106号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第114号 和解及び損害賠償額の決定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 所管事項

質疑

(職員の不祥事について)

渡辺委員 1点お伺いしたいと思います。その前に県民の安全・安心の取り組みに対して、平素大変努力いただいていることに対してまず敬意を表したいと思います。

そうした中で、県民が最も信頼しよりどころとしている警察署の一線の署長の不祥事について、このたび報道されました。中身については新聞等で報道されているとおりですけれども、前南甲府署長が女性に対して不適切な行為があったということでございます。この件に対して更迭されたというような報道もありました。非常に私も面識がある方でございます。勤勉実直、そうした印象が強い人だけに大変残念な事件だなという思いもありますけど、この件に関しましてまず警察本部長の見解を伺いたいと思います。

唐木警察本部長 警察幹部が非違事案の疑いで調査の対象となり、委員の皆様方にも御心配をおかけしていることはまことに遺憾であります。引き続き慎重かつ徹底した調査を行うとともに、その結果明らかになった事実関係に即して、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

渡辺委員 本部長の遺憾の意を受けたわけですが、今回、このことに関しては詳細な報道はされていないということでございます。はっきりとした経緯が明らかになった時点で、どのような説明をしていくのか伺いたいと思います。

唐木警察本部長 調査の結果を踏まえてどのような御説明を行うかにつきまして、関係者の名誉とプライバシーの保護に最大限の配慮をしながら、検討したいと考えております。

渡辺委員 大変難しい問題ではあるかなと思います。そこで大変心配になるのが、これから年末年始を迎えて警察にとりましても1年の中で最も多忙な、犯罪発生ということも想定されるわけでございます。そうした中で、この事件が前線で活躍している警察官の士気の低下につながるかと非常に危惧するわけでございますけれども、ぜひそうしたことのないように、県民の安全・安心をしっかりと守っていくという警察の使命も果たしていかなければならない。そこで最後に、この年末年始、そうした取り組みに対する警察本部長の強い決意を伺いたいと思います。

唐木警察本部長 委員御指摘のとおり、本県第一線の警察職員に影響を与えないかといったことを私も大変心配いたしております。後任の署長として佐藤警視を直ちに配置いたしましたところでございますが、当人に辞令を交付する際に、くれぐれも署員の動揺を抑えるとともに、第一線の執行力を極力保持するように最大限の配慮をするようにという指示をしたところでございます。また、これから委員御指摘のとおり、年末に向けて私ども一番忙しい時期を迎えるものですから、気を引き締めて対応してまいりたいと考えております。

樋口委員 ただいま本部長から残念なお話がありましたけれども、殺人事件でもあのように地元紙の一面に大きく出ることはない、あるいは、きょうの新聞にも報道されたという話も出ております。非常にこの1年、警察の皆さんに御苦勞いただきました。被災地へ赴かれ本当に大変な仕事をされておりました。その後、行かれた方々が本当にそのままというんですか、精神的つらい中、それに続き甲府市の中心街で連日昼夜間わず立って、住民の安全あるいは甲府中心街の安全を守っています。ことしもそれが続いているのかなと思いましたが、このような事案といいますか、報道がありまして非常に残念な気がします。

以前も何度か若い30代、40代の署員の方がそのような事件を起こしたということで私も追求して、そのたびにどのような教育を、あるいは、どういう指導をされているのかということをお話を聞いてきた記憶があります。というのは、本当に私たちの財産でもありますから、それが現場の最高幹部のこういう報道をされてつらいところがありまして、ぜひこういうことが二度と起きないように、起こさないようにしてほしいと思いますが、警察学校の中にいろいろなトレーニングや教育機関があってやっていると思いますが、そういった事件に対する教育といいますか、その徹底についてはどのような体制を、対応をとっているのかお尋ねします。

唐木警察本部長 特に所属長等の幹部職員に対する非違事案防止対策でございますが、これまで所属長等への任用時に教養をいたしておりますし、それから、県下警察署長会議においても指示をいたしております。また、監察の際に面接指導なども行ってきたところでございますが、このようにして繰り返し実施してきたところでございますけれども、今般の調査の結果を踏まえ、さらに徹底した非違事案防止対策を講じてまいりたいと考えております。

樋口委員

ぜひお願いします。そして、捜査をしていただいて一日も早い解明と、そして、県民への説明が必要であれば、しっかりと職責を果たしていただきたいと思います。

(自転車対策について)

大柴委員

大震災の後、通勤・通学等で自転車の走行等が大分多くなってきて、新聞等でいろいろとこの問題が指摘されているわけですが、今年10月25日に警察庁が公表した自転車総合対策で、省庁や自治体も対応に迫られていると新聞で見ました。確かに私も甲府市内を車で走っている中で、通勤・通学の自転車の走行ではすれ違いとか、また、追い抜きなりに大分気をつけていたところですが、今後、自転車の車道走行の実現には安全に走れる環境づくりと、交通ルールの周知が不可欠とは思っております。このようにして自転車対策が公表された裏には、事故件数が大分増加していると思われるのですが、まず全国及び県内の自転車の交通事故の発生状況、また事故の特徴、そして、自転車のルール違反で目立つのはどんなものがあるのか伺います。

深沢交通部参事官

22年中における自転車の交通事故の発生状況についてですが、全国では15万1,626件ですべての交通事故の20.9%を占めております。これに対し、本県では711件ですべての交通事故の11.3%を占めております。

また、事故の特徴については、全国では対自動車の事故が90.3%、対歩行者の事故が1.82%であったのに対し、本県では対自動車の事故が97%、対歩行者の事故が0.84%と対歩行者の事故の割合がさらに少なくなっております。

次に自転車のルール違反では、無灯火走行、2人乗りが圧倒的に多く、次いで右側通行、携帯電話使用運転、信号無視、一時停止が主なものであります。

大柴委員

全国に比べると山梨県は大分少ないわけですが、無謀に走る自転車や2人乗りをしている学生たちをよく見かけます。総合対策の中では自転車の取り締まりも今後厳しくなると聞いていますが、自転車の違反についてどういう違反が検挙の対象となるのかお聞かせください。

深沢交通部参事官

自転車につきましては道路交通法では歩行者ではなくて車両であることから、自動車等に適用される違反について原則として自転車にも適用されることとなります。主な違反につきましては酒酔い運転、信号無視、指定場所一時不停止、通行禁止通行区分違反、無灯火、2人乗りなどの乗車方法違反、制動装置不良などが挙げられます。これら以外に山梨県公安委員会規則により、運転中の携帯電話使用、傘差し運転、高音でのイヤホン使用により必要な外部の音声が聞こえない状態での運転などが処罰の対象となっております。

大柴委員

わかりました。大分厳しくなっておりますので、ぜひ指導を徹底していただきたいと思います。

次に、自転車の通行環境について県内には自転車の通行できる歩道はどのくらいあるのか、また幹線道路を含めてのどのような基準で指定しているのか教えてください。

川崎交通規制課長 県内の主要道路の歩道設置延長786キロメートルのうち自転車の通行を可能としておりますのは211キロメートルで約27%となっております。

次に、自転車歩道通行可としている歩道は、これまでは原則として歩道の幅員が2メートル以上で、歩行者の通行及び沿道の状況から歩行者の通行に支障がないと認められる場合などに実施しております。

大柴委員 わかりました。

次に、自転車の走行通行に関しては、新聞で警察庁の交通局長が「徐行をすれば歩道通行も構わない」というコメントを出していますが、今後の自転車の歩道通行に関する見直し等の内容について教えていただけますか。

川崎交通規制課長 道路交通法及び同法施行令により、自転車が歩道を通行できる場合は、まず自転車歩道通行可の交通規制が実施されているとき、また、自転車の利用者が児童・幼児、70歳以上の者、安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体に障害を有する者、あるいは、車道または交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行をすることがやむを得ないと認められるときとされております。このうち自転車歩道通行可の交通規制は幅員3メートル未満の歩道について見直しを行うこととしておりますが、歩道の自転車通行可を一律に解除するものではなく、歩行者の通行が極めて少ない、あるいは、車道について自動車の走行速度が速い、大型車の混入率が高い、幅員が狭く自転車の走行空間がないなど、自転車が車道を通行すると危険があるなどの場合はそのまま継続することとしております。

大柴委員 我々としても聞いてもなかなかわからないことがあるので、皆さんの方でももう少しこのルール等を知らしめていただければありがたいと思います。

最後に、私の地元の北杜市の高根東小学校ですけれども、過去何回も交通安全子ども自転車大会で優勝して、全国大会に出場していると聞いていますが、小学校等に対する自転車安全指導が今後さらに重要と思います。ルールやマナー遵守に向けた対策の状況、また今後の自転車対策の方針についてお尋ねします。

深沢交通部参事官 自転車利用者に対するルール遵守とマナー向上のための対策としては、自転車に対する街頭指導取り締まりの強化、自転車安全教室の開催、学校関係者と連携した街頭指導、広報啓発活動などを行っております。今後の方針については、交通部長を本部長とする山梨県警察自転車総合対策推進本部を設置し、自転車の通行環境の確立、自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進、自転車に対する指導取り締まりの強化を柱とする自転車総合対策推進計画を策定して進めていくこととしております。本県の場合、特に自転車利用者に対するルール周知を徹底するため、これまで以上に各自治体や関係機関、団体との連携を図り自転車教室、各種交通安全教室、街頭活動等の場において指導・啓発、教育を積極的に行い、県民の皆様への確実な浸透を図っていくことがまず第1であると考えております。

大柴委員 ありがとうございます。しっかりとした指導をぜひお願いいたします。私も今後さらにあらゆる機会等で自転車事故防止を含めた交通安全を呼びか

けていきたいと思っております。

(公務上の交通事故について)

久保田委員

この議案を見ると、公務上の交通事故に係る和解及び損倍賠償の額についての専決処分が9件報告されております。このうち4件は警察職員によるものであります。そこでまず警察職員による公用車の交通事故の発生状況についてお伺いします。

薬袋監察課長

公用車の交通事故の発生状況についてですが、本年は11月末現在、警察職員による公用車の交通事故は人身交通事故が5件発生しており、前年比－2件となっております。また、物損交通事故は62件発生しており、前年比－1件となっております。このうち警察職員が主たる原因者となった交通事故は人身交通事故が4件、前年比＋2件、物損交通事故が37件、前年比＋4件となっております。

久保田委員

次に、警察職員による公用車の運転には、犯人の追跡や深夜の活動など危険を伴う場合も多いことと思いますが、特に警察職員が主たる原因となる交通事故はやはりできるだけ防いでいかなければならないと思います。そこで警察職員が主たる原因となった交通事故の主な原因はどこにあるのかお伺いします。

薬袋監察課長

警察職員の主たる原因となった公用車の交通事故について、11月末現在の発生状況を分析しました。後退時における後方安全不確認が14件、34%、左右の安全不確認が9件、22%など、安全確認不足が全体の約半数を占めております。交通事故の形態別では工作物等への衝突が22件、54%と全体の約半数を占めております。また、交通事故当事者の年齢別では20代が19件、約46%と全体の約半数を占めており、若年者の交通事故の発生率が高い状況にあります。

久保田委員

それぞれの答弁があった警察職員による公用車の交通事故の発生状況や、その原因を踏まえて警察としてどのような事故防止対策をとるのかお伺いします。

薬袋監察課長

警察職員の交通事故防止対策としては、各種会議など機会あるごとに交通事故防止のための防衛運転の励行などの意識づけを行っております。また、公用車による交通事故が発生した場合には、所属ごとに交通事故防止検討会を開催し、個々の交通事故の原因分析、防止対策の検討を行って職員に対する交通事故防止の意識づけを行うとともに、交通事故の主たる原因者となった職員については県総合交通安全センターにおいて、交通安全講習と実技講習を受講させるなど、再発防止の徹底を図っております。

久保田委員

わかりました。今後は、多くの警察職員が県民の安全・安心のために、昼夜を分かたず職務に当たっていることと承知していますが、交通事故防止は申し上げるまでもなく警察の重要な責務の1つでありますので、職員による交通事故防止についてもより一層努力をしていただきたいと思います。

主な質疑等 知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係

※第106号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(リニア見学センターリニューアル事業費)

中村委員 リニアの関係で見学センターがリニューアルをするということですが、どのような形でリニューアルするのか、その考え方をちょっとお聞きしたいんですが。

田中リニア推進課長 今回のリニューアルの方針ですけれども、リニアの実験車両を無償で借り受けることができましたので、これを主な展示物としてより幅広い層から関心を持ってもらうため、注目度の高い魅力的な展示内容とするように工夫したいと考えております。そして、見学センターが地域の観光拠点、子どもの学習の場としても活用できるようにリニューアルをしていきたいと考えております。

中村委員 実験車両を無償借り受けするということですね。その経緯はどんな経緯なのか、ちょっと説明いただきたい。

田中リニア推進課長 県では見学センターのリニューアルの目玉として、実験車両の実物が展示できるようにこれまで車両の借り受けについて関係者と協議してまいりました。JR東海は9月末で走行試験を一時中断しまして、実験線の延伸工事に専念することとなりましたので、事業3社、国土交通省のご協力をいただき、役割を終えた車両についてこのたび無償で借り受けることとなりました。

中村委員 今後のスケジュールはどのようになっていますか。

田中リニア推進課長 今後のスケジュールでございますが、来年の6月ごろまでには地形測量・地質調査などを行って、並行してリニューアルの基本計画を策定したいと考えております。また、来年度中に造成工事や建物、展示の設計等を行い、翌平成25年度中には新館の建設、新たな展示物の作成・搬入を完了して、平成26年度早々のオープンを目指したいと考えております。

中村委員 そこで、今まで年間、見学センターにどのくらいの方が見学に訪れたのか伺います。

田中リニア推進課長 昨年度の見学者数でございますが10万1,506人となっております。平成9年に開館してから毎年平均して10万人以上の来訪者がございます。

中村委員 今まで見学センターに訪れた人が年間10万人ということですね。それか



ら、今回リニューアルした場合にどのくらいの見込みでいるのか、その辺の計画はありますか。

田中リニア推進課長 リニューアル後の見学者数については、現時点ではなかなか予測が難しい点がありますけれども、今後、走行試験の再開、試乗の再開が期待されます。また、リニア車両の実物の展示もございますので、これまでを大幅に上回る来館者数が見込まれると考えております。

中村委員 当然そのような形で努力していただろうと思いますが、実は知事が所信表明の中で見学センターについて、今後、地域の観光拠点ともなる展示方法などの検討を進めていく。そして、平成26年度の早々の完成を目指すということを表明されたんですが、そこで時速581キロで走行した車両を今度無償貸与されるわけですね。そうしますと、ただその展示をするだけではなく、当然、それなりに工夫をしようと思うんだけど、どのような形でやっていくのか。特にこれは1つの僕の考え方なんだけど、時速581キロで走るリニアの車両が無償貸与される。ただその展示だけではなく、やはり、何というのか、例えば、映像を流すような方法をとって、見学者の方たちがそのスピードを体験できるような形がとれるのかどうか。これからは国内はもとより海外からも相当観光客が来ると思うんだね。そういった工夫は当然されるんだろうと思うけど、その辺はどうでしょうか。

田中リニア推進課長 リニアの高速性を体感できるようにするために、例えばリニアの走行映像を使ってリニアの高速性を体感できる装置の整備についても検討したいと考えております。現在、名古屋にありますリニア・鉄道館でも同じような装置がございますので、そういう例も参考にしながら検討していきたいと考えております。

中村委員 ぜひ僕はそういう意味で取り組んでもらいたいと思います。そして、もう一つは25年度末に実験線が再開されるということですね。ただ実験線が再開されるからということだけではなく、それに試乗ができるような形というものは、これは当然県当局としても考えておられると思うし、また、知事がこのリニアの試乗に対しては国やJR東海に対して強く要請をしたという発言もありましたけれども、これに対する進展はどうなっているのか伺います。

田中リニア推進課長 毎年春と秋の国への要望などにおいて、機会があるごとに試乗会の再開については要望しております。これに対しJR東海からは、試乗会の再開については希望に沿えるよう検討しているという話を聞いております。

中村委員 そういう形がとれば僕は非常にありがたいと思うし、ぜひ実現してもらいたいと思います。それで、例えば試乗する場合に、これは外国の例なんだけど、ドイツのトランスラピッドは実験線の試乗する場合にはそれなりの運賃をとっているということを知っているんだけど、当然山梨県としても試乗する場合には運賃というか、そういうものはもう考えておられるのか、その辺はどうでしょうか。

田中リニア推進課長 リニアの試乗の事業主体は多分JR東海等になると思いますけれども、JR東海の社長は定例会見などにおいて、試乗を再開するのであれば実費程

度をもらうことを検討している旨を表明しております。

中村委員

検討しているということだけでも、リニアが将来的に東京から名古屋へ行くとき大体運賃はどのぐらいになるのでしょうか。そのことについては新聞でも報道されたことがありません。調べると東京・名古屋間の新幹線の運賃は大体1万580円ですが、リニアについては相当高い運賃ではないかとか、いや、そうじゃなくて新幹線とほぼ同じぐらいではないかといういろいろな意見があるんですけども、その辺はどうですか、参考にちょっとお聞かせ願いたいんですが。

田中リニア推進課長

運賃についてJR東海はリニア中央新幹線という事業の長期的な見通しを立てるため収入想定をしております。この中で東京・名古屋間の運賃については現在の東海道新幹線の運賃の+700円ということで想定しております。こうしたことから考えますと、リニアの運賃についてはそれほど高額になるものではないと考えております。

中村委員

大筋のことを伺ったんですが、局長、リニアが山梨県を拠点に世界に羽ばたくということですね。特に我々としても大いに期待しているし、山梨県に対する大きなインパクトを与えることは間違いないと思うんですが、リニア交通局長として実験線に対する見学センターの整備を初め、いろいろな面でも取り組む姿勢があると思うんですけども、そのことに対する局長としての今後の考え方、こういった形で進めていくという決意を述べていただきたいと思いますが。

小池リニア交通局長

大筋につきましては先ほどリニア推進課長からお話ししたとおりであります。やはりリニア見学センターにこれまで以上に多くの方に訪れていただけるように、また今後の未来に夢を持っていただけるように、子どもたちに来ていただけるような遊具的な施設、それから、リニアを学んでいただく学習的な施設等を備えて集客をしたいと思っておりますし、先ほど申しましたように、リニア見学センターを観光の核として富士北麓地域、ひいては山梨県に観光客が来るような、そういう魅力ある施設になるように検討してまいりたいと考えております。

(富士山世界文化遺産登録国民運動開始式について)

樋口委員

富士山世界遺産登録の関係で当初と補正合わせて2,700万円計上されておりますが、もう少し具体的に事業の内容を教えてください。いつ、どこで、どのように開始式が開催されるのか。また、新聞広告の掲載方法は。

市川世界遺産推進課長

それでは、国民運動開始式につきまして詳細をご説明させていただきます。今般の議会で上程されております富士山の日の条例制定後の最初の富士山の日は今年の2月23日でございますので、この日に郡内地域を会場として開催したいと考えております。内容につきましては、開会のセレモニーということでこれまで世界遺産に取り組んできました静岡県知事さんからのメッセージをビデオレターという形でいただこうと考えております。それから、講演会、それから、国民文化祭との連携ということもございまして、そのアトラクション、それから、写真などの展示、それから、先般、望月県議の御質問に対して知事が答弁されたとおり、国民運動というのは官だけの力では不十分ということもございまして、官と民の力を結集して国民運

動を推進していくということで、その新たな組織といったものを、来年の2月23日に発足したいと考えております。

樋口委員 開始式の場所と新聞広告の掲載方法は。

市川世界遺産推進課長 失礼いたしました。今、郡内地域のあるホテルの方向で調整をしているところでございます。新聞広告につきましては、当然、県の広報紙である「ふれあい」を使ったり、それから、当日は山梨日々新聞を初め全国紙の地方版等にできれば1面の半分ぐらいの規模を使って、国民運動を開始するというのを、広く県民の方々にお知らせできるような内容としたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第120号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※所管事項

質疑

(NPO法人フードバンク山梨やまなしについて)

久保田委員 NPO法人フードバンク山梨について伺います。2008年10月フードバンク山梨を立ち上げまして3年余りがたちました。フードバンクは賞味期限内で十分食べられるものにもかかわらず、箱がつぶれたり、あるいは、期限切れ、規格外などの理由により販売できない食品を寄贈いただき、福祉施設または生活困窮者などに無償で提供する活動ですが、生活保護を受ける一歩手前の自立支援活動とも言えます。現在このフードバンク山梨は山梨県との委託事業が23年度で終了します。その後どのような形で存続していけるか大きな課題となっています。現在、厚生労働省や山梨県に存続をお願いしておりますが、何より社会にとってフードバンク山梨がなくてはならない存在となれるか問われています。フードバンク山梨は身近な地域の力で解決していくために寄附金を募ったり、ボランティアを募集し定着に向けて活動していますが、定着するまで支援をしてもらいたいと思いますが、その点についてお尋ねします。

小松県民生活・男女参画課長 フードバンク山梨でございますけれども、現在、県からふる

さと雇用再生特別基金事業の支援を受け県内の障害者施設等への食糧提供という事業を行っております。また、あわせて民間から助成金を受け、こちらは県内の生活困窮者に直接食糧を提供するという事業を行っており、県内外から大変評価されていると承知をしております。そうした中で、委員から、今ご発言あったように、24年度以降はこういった事業支援が終了しますが、ふるさと基金事業については、事業で新規に雇用した者を事業が終了した後も継続雇用することに留意するということが求められており、事業者も助成金獲得、そして寄附ということで努力をされているのではないかと考えております。

そういった中で、ただいまの継続への支援という御質問であります。県では現状NPOが行います新規事業の立ち上げ等に対する助成は行ってきております。しかしながら、御質問いただきましたような継続的な運営費補助については、大変人件費が多くなっておりますので、そういったものに合致するような助成事業ということになると、現在、いずれのNPO法人も大変尊いボランティア精神に基づいて、そういった中で熱心に活動をされているというところでありまして、優位の順位というものをつけられないということもありまして、当課ではこういったものに合致をする事業というものは持っておりません。

ただ、一方で大変有効的な取り組みでもありますし、そういったNPOに対してはいろいろなセミナーとか、専門家派遣、相談事業というのは行っております。引き続き国の助成や民間の助成金などの獲得の助言、それから、その法人が基金を獲得できるようなノウハウ支援のというものを、個別支援ということで行っていく考えでございます。

齋藤副委員長 答弁は簡潔にお願いいたします。

久保田委員 答弁ありがとうございました。現状では無理ということですね。でも、生活保護を受ける一歩手前の自立支援をして、保護を受ける手前でとめるという事業でございますので、何とか考えていただきたいなと思っております。この活動は南アルプスでの発信であり、理事長にお願いされ質問したんですけれども、課長たちも結構交流があると思いますので、私が説明するより課長が説明してください。よろしく申し上げます。

小松県民生活・男女参画課長 助言支援ということで引き続き取り組んでまいります。

(リニア見学センターのリニューアルについて)

森屋委員 先ほど予算のところのリニア見学センターのリニューアルについて説明がありましたが、予算に関係のない一般という形の中でお話しさせていただきました。先ほどのやりとりの中で感じたことですが、リニア見学センターが今まで持っていた性格、それはおそらく県民の皆様方の中にリニアというものを知っていただく、あるいは、もう少し広く全国民に知っていただく、あるいは海外に知っていただく、いろんな思惑があったと思うんですね。少なくとも山梨県民の皆さん方には意義ある事業をこれから進捗していくこと、あるいは、見通される財政への出動に対しての理解をいただくという大きな目的があったんだと思いますけれども、その性格的なものが少しずつ、このように大分現実化してきましたので、変わってきたんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

田中リニア推進課長 委員御指摘のとおり、これまでは県民の皆様方に工事に対する御理解をいただくというのが中心的な部分であったかと思えます。これからもちろん営業線の建設に向けて御理解をいただくということは重要ですが、同時にリニアの先進性とか、リニアの技術に対する国内外の理解を広く広めるというのも、大きな役割の1つになってくると考えております。

森屋委員 まだ県内のエリアを見ても半分、それ以上あるんですかね、これから西の方へ向けて工事がありますから、そうした地域の皆さん方にリニアへの理解をいただく、あるいは、工事に協力いただくためにこの見学センターの役割というのは当然大きなものが残ってくると思えます。でも、一方で県としては最近の知事の答弁、あるいは、先ほどの課長のお話にもありましたが、やっぱり平成26年から約10年間にわたって、この見学センターが残っていくということで、ある意味では観光という側面が大分強くなってきたんじゃないかなと思えます。私は地元ですから地元にとりましても大変大きな期待のある、ある意味で観光資源になっていくという考え方がありますけれども、そうした場合も引き続き現状の組織のリニア交通局の中で、この部分を担当されていくお考えなんですか。

田中リニア推進課長 リニア見学センターにつきましては、一番多いとき、平成11年で17万6,000人ほどはいらっしゃっていただいています。今後もっと多くの方がいらっしゃると思いますが、基本的には現在のリニア交通局の組織の中で、見学センターの管理運営等につきましても担当していきたいと考えております。

森屋委員 今まで大体3両から4両にお客さんを乗せて、あるいは、乗らない方も見学に来るということで、私が見ているだけでもおそらく全国の国会議員を初め地方議員あるいは行政の職員の皆さん方、それから、民間の皆さん方も本当に多くの方が3両、4両に乗るためにおいでになったと記憶しております。これが先ほどから課長おっしゃるように、10両とか12両、13両という連結の中でお客さんを乗せていくことになると、単純に考えただけでも相当多くの皆さん方がおいでになる。それだけの効果が、波及効果が出てくると期待はされますけれども、一方、地元にとってみるとそれだけの方が今の現状のあそこの場所に来たときに、幾つもの問題が起こるんじゃないかという危惧があります。その辺はいかがでしょうか。

田中リニア推進課長 現在リニア見学センターの周辺につきましては、例えば道が狭いとか、駐車場のスペースがもしかしたら足りないとか、そういう問題があると思えます。今後、人数がふえると思えますので道幅を広くしたりとか、あとは駐車場の整備についても利便性がきちんと確保できるようにしていきたいと考えております。

森屋委員 最後にします。そういうことでおそらくリニア交通局だけでは対処できない多くの問題、あるいは、地元の都留市あるいは大月市との関係も私は出てくる広域的な部分もあるかと思えます。それはなぜかという、動線的には大月のインターからおいでになる、あるいは、都留のインターからおいでとか、いろんな問題が包含したものがありますから、ぜひ幅広く議論をしていただいて、まだ若干時間がありますから、そうした協力体制の中で、そして、なおかつ県がやるべきことは何なのか、できることは何なのか、あ

るいは、JR東海さんなりにやってもらうということをよく整理した中で、これからぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

田中リニア推進課長 御指摘のように地元の市町村等についてもさまざま活用策等あると思いますし、利便性の向上につきましてもいろいろなご意見があると思いますので、しっかり連携してやっていきたいと考えております。

(東日本大震災について)

高野委員 東日本大震災支援対策室にお伺いたしますが、これ詳細が私たちにはよくわかってないんだけど、詳細について、どういうことをしているか、その辺をよく教えてください。

駒井東日本大震災支援対策室長 東日本大震災支援対策室は昨年度3月24日に発足しました。第一義的には対策本部の事務局として庁内をまとめて数々の支援策を実施していく。そのほかに小瀬の一時避難所の設営、県内への避難者への支援、そのほか県内の企業への影響調査ということで、最近では放射性物質対策等への対応をしております。

高野委員 山梨県の市町村と、関連も当然しているだろうけど、市町村との関連はどうなっているの？

駒井東日本大震災支援対策室長 市町村との対応でございますけれども、県の施策に対して市町村へ情報提供を行い避難者の方々に届けていただく。また逆に市町村を通じさまざまな情報を受け、それに応じた対策を講じている、そのようなことをしております。

高野委員 予算としては幾らぐらい持っているの？

駒井東日本大震災支援対策室長 基本的には対策室には予算はございません。事業を実施していただく各部局のほうで予算を計上しております。

高野委員 じゃ、今まで対策室として使ったお金というのはどのくらいあるの？ 部局へお願いしてもらっているかどうか知らないが。

駒井東日本大震災支援対策室長 東日本大震災支援対策室でございますと、一時避難所の設営ということで1,000万円ほど対策室で執行しております。全体像についてはちょっと現在把握できておりません、申しわけございません。

高野委員 全体像が把握できないって、3月11日に大震災が起きたとき、すぐ各メディア、マスコミはことしの決算は絶対赤字がないと。何で赤字がないかって、義援金を募って、その義援金の中の事務費、これは共同募金会でも10%ぐらい認められているんだから、それ以外に必要な経費も逆にあるわけだ。そうすると、私が思うのは例えば台湾で180億円の義援金が集まったと。これが日本へ来るまでにどのくらい減るのか、日本へ来たときにどこでどのくらい減るのか、実際は180億円の義援金ってほんとうはどうなっているのと、少なくとも県の時点ではそういう意味合いを十分に我々に理解できるようにやっぱり説明してもらわないと、一般的に県民が私は義援をしました、山日にもしました、YBSにもしました、UTYにもしました。それで、市

で言われたから市にもしました。私がいる区でも集めたから区でもしました。多い人では7カ所、8カ所で募金をしている。

そういう募金ってちょっと何だろうなど。この支援室があってもお金の面については何かをやるときに、例えば住宅はこっちへ出すといったように、相撲の行司みたいな部分でやっているのかなと思う。もうちょっと実際に支援を行う方法がないのかという気がしているんだけど、お金を持っていないのでは、簡単に言えば、どうにもならないような気がするんだけど、何かちょっと変だなと。さっき言った総額的に幾らぐらい山梨県のこの支援室でお金を使って、被災した、被災された人たちにどういう援助をしていくとか、したとか、そういうことが総額でわからないと、山梨県は何やっているのというのがわからないような気がするんだけど、その辺はどう思いますか。

駒井東日本大震災支援対策室長 大変申しわけございません、6月補正・9月補正等で各課ではそれぞれ事業費を計上しておりますが、当初からのものについては、私ども全体を把握できていない状況でございます。それについては今後まとめていきたいと考えております。

高野委員 じゃ、ちょっと休憩してまとめてもらう、どうですか、委員長？

齋藤副委員長 暫時休憩して？

高野委員 暫時休憩して。だって、県の税金の中でやっているものがまとまってなくて、そして、幾ら支援に回っているかもわからないなんていう運営はいかなものかと思うんだけど、だれかかわりに答弁できる人はいますか。

齋藤副委員長 答弁できますか。

平出知事政策局長 ただいま高野委員の御発言でございますが、確かに予算ベースあるいは執行ベースでの全体像というものは現時点では取りまとめをしておりません。ただ、私ども支援対策室の役割というのが、全庁挙げての支援体制をいかにスムーズに構築し実行していくのか、そういうことが最大の役割だと理解しております。したがって、いかにスムーズに必要な支援ができるのか、そういうところに視点を置いて各部局間調整をさせていただいているというのが私どもの役割でございます。また、今後もそういう意味では全庁あるいは県内市町村も含めて連絡調整を図りながら、最適な支援を行っていきたいと考えております。

高野委員 だから、全庁でやるのはいいけど、全庁の中で例えばどういうやりくりをして、どういうお金をつかったのか、それをまとめるのがこの支援対策室じゃないの？ 支援対策室で理解していないのであれば、勝手にどんどんやっているということ、皆さん？

平出知事政策局長 ただいまも御答弁申し上げたように、勝手にやっているということは当然ないわけでございまして、どこでどういうニーズがあるのかということを中心に把握を私どもがする中でそれぞれの部局に……。ただ、震災発生の時期が3月11日ということもありましたので、当然、当初予算には予算計上されておられません。その後必要な支援をどこにどのようにしていただくのか、そういう中でそれぞれに予算をお願いし、その調整を私どもでさせていた

だいたということでございます。

高野委員 対策室が「おのあののところでやっているからいいですよ」ということは、予算にはかかわらないことを対策室はやっているという意味ですか。

平出知事政策局長 予算を伴う支援でございますので予算措置にも当然かかわりながら支援を行っているところでございます。現時点では全体像の取りまとめができていないということでございます。

高野委員 いや、全体の取りまとめができてないって、だって、今までやっていることはボタン1つ押せば集計で出ているんじゃないのと思っているんだけど、そうじゃないのかな。いや、だけど、ちょっと納得いかないような、やっていますけど集計はできません。そういうことがやっぱり問題ではないかと思うんだけど、対策室と名をつけたからには、その対策室でみんな承知しながらでないか、じゃ、このくらいの事業の執行ができた、これは事業を執行しました、これは事業を執行しませんでした、そういう意味でどんどん事業化していくということじゃないのかなと思っているんだけど、その集計はわかりませんでは、じゃ、今までの補正でつけた予算というのをどういう使い方をしているのか、来年の今ごろの決算にならないとわからないということですか。

平出知事政策局長 今までの支援に要した経費につきましてはまとめて報告をさせていただきたいと思っております。

高野委員 今はわかんないから今からまとめて報告するという、そう言っているわけですか。

平出知事政策局長 現状での取りまとめということでございますれば、今、現在までの執行状況というのを取りまとめて報告をさせていただきたいと思っております。

中村委員 高野委員が言っていることはものすごく大事だと思う。市町村と連携をとりながら対策室がやっている、その努力は評価しているわけですよ、高野委員はね。だけど、それに対する予算の執行なり県全体としての取りまとめを県庁としてどうしているのかと、これに対しては当然それなりに金がかかってんじゃないかと、そういうものが明らかにされるべきじゃないかということとは当然だと思いますよ。だから、それは大至急ね、今までかかったものはこうだ、このような形で今後取り組むというものも当然あると思うから、それは大至急まとめて、そして、それは提出すべきだと思いますよ。

平出知事政策局長 今、中村委員御指摘のようにちょっと時間をいただきまして取りまとめをして報告をさせていただきたいと思っております。

齋藤副委員長 執行部に申し上げます。ただいま高野委員及び中村委員からの要求のありました資料につきましては、資料を作成して提出願いたいと思っております。

高野委員 ちょっとお互いの理解度が違うからなんだけど、私の言うのは今回の震災があって県民が寄附したり、義援金を納めたりいろんなことをしていると。さらに県でも予算を使ってこうする、各市町村でも予算を使ってこうすると。



本当はその全体像の金額が県民八十六万何千人の中で平均幾らになっているのか。じゃ、むしろ義援金なんか集めなくて各市町村がお金を持ち寄って、県側でこれを支援に使ってくれといったある程度規約をつくっておけば、寄附をしつこく求められるような場所に行く人は「あそこでも寄附した、ここでも寄附した、ここでも寄附した」ってそういう対象に頭の中の整理ができるように言っているわけだ、簡単に言えば。

県庁は幾ら使っている、知事はどうしている、各種メディアの皆さん方は義援金、義援金と言って集めて、それも例えば幾らぐらいになっている。だけど、この義援金をはなかなか大変だと思うのは詳細がわからない、使った詳細もわからない、これが一番よくわかんないんだね。だから、マスコミ関係者から大きな災害が起きると手をたたいて「よし、ことは赤字にならない」といううわさ話を聞くようでは、本当のボランティアではない。もっときちんと人を助けていくということであればもっと大きく物事を考えていくべき。この前も議長と武川議員が被災地に水を持っていった。水は地元のある会が、みんなからいただいたお金で大型車2台分の水を買って直接被災地へ持ってった。これではわかるけど、あいまいな部分というのはなるべく今からなくしていかなければならないと私自身は思っているんだけど、ただ、聞いたらくよくわからないとか何とかという、だんだんやっぱり深みへはまっていかざるを得ない状態の答弁だったからね、だから、あえてしつこく聞いたんだけど、私の方へもしっかり報告をしていただくとともに、その資料を総務委員全員に配付してもらえるようにしてもらいたいと思います。

平出知事政策局長　それでは、なるべく早く取りまとめをさせていただきます、委員の皆様にお知らせをさせていただきます。

主な質疑等 総務部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

※第106号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(孤立集落の通信対策強化学業費補助金について)

渡辺委員

1点、総の4ページ、孤立集落の通信対策強化学業費補助金について伺いたと思います。衛星携帯電話の整備のことですけれども、3月11日の東日本大震災で私は現場に行っていないからわからないわけですが、行ってきた人の話を聞きますと、海岸からすぐの急峻な地形のところに集落が多いということで非常に孤立していた。そこで通信手段の確保がおくれたということが、初動体制に大きな支障を来しているということでした。山梨県を考えてみましてもこの間の9月の台風12号・15号では、富士東部におきましても災害が発生して非常に危ういところでした。そうしたことを考えるときに、この災害時の通信手段の確保ということは非常に大事な問題だろうと思いますが、今回の補正予算の趣旨、目的、内容等についてもう少し詳しく説明してもらいたと思います。

宮原消防防災課長

委員御指摘のとおり3月11日に東日本大震災が起りまして、このときもそうでしたけれども、過去の大災害でも多くの孤立集落が発生いたしました。外部との交通とか通信手段が断たれたという状況が多く見られました。また、本県においても先の台風15号で早川の雨畑地区とか南部町の佐野地区が孤立して、通信手段が途絶えるという事例も発生いたしました。こうした中で国において今年度当初で衛星携帯電話の整備に対する補助金を創設して2億円を計上し、また、今回、3次補正におきましても4億円の追加補正をしたところでございます。

そして、本県においては孤立の可能性のある集落が493と言われておりますが、衛星携帯電話が既に整理されている地区は23カ所でございます。このような状況を踏まえて、衛星携帯電話の早期整備を促進するために、来年度から実施するアクションプランを待つことなく、今回、補正予算に計上したところでございます。その内容ですが、補助先は市町村で、補助率が国が2分の1、県が4分の1、2台目は国補対象とならないということで県が2分の1としております。また、衛星携帯電話と発電機を合わせて1カ所当たりの事業費として35万円を見込んでおり、今年度の補正では100台分を計上しております。

渡辺委員

経緯・経過についてはわかりましたけれども、もう一つ心配になるのは道路が寸断されたようなときには孤立集落がいろいろ出てくる。孤立集落にはお年寄りが多くいるわけですけれども、どういう形でこの衛星携帯電話が配置され、どのように活用されるのか、だれが使うのか、全く我々にはわからないところがあるわけですが、衛星携帯電話の活用策についてちょっと伺いたしたいと思います。

宮原消防防災課長 衛星携帯電話を具体的にどこのどの場所に置くということは市町村が決めることですが、孤立の可能性のある集落というものは1つの自主防災組織で成り立っていることが多いので、やはり区とか組の代表者、あるいは、またその組織の防災に関する責任者などがいれば、そういうところに配置されると思います。そして、災害時にはその衛星携帯電話を通じて、市町村に被害状況が迅速・正確に伝達され、その情報は県にもすぐ入ることになっておりますので、必要に応じ県の消防防災ヘリコプターの出動が瞬時に可能になるということで、迅速な救援、救助体制が確保されます。

渡辺委員 今の説明で非常によくわかりました。一集落の状況というものが県まで直接届くということで、この補正には大きな意味があるかと思えますけれども、この通信手段の確保と同時に孤立集落対策、ほかにはどのような対策をしているのかわかる範囲で示してもらいたいと思います。

宮原消防防災課長 委員御指摘のとおり中山間地を多く抱える本県でも災害により孤立する集落が懸念されております。まず第1にそこに住んでおられる方々が孤立化に備えて、救助・救援が来るまで生活の維持ができる程度の備蓄をしていただくというのが重要だと思っております。その上で県としては、孤立を防止する対策として道路や橋梁など、ハード面の改修などを進めていくことを考えております。また、災害時の応急対策として、この衛星携帯電話の普及・促進を図り、また、孤立集落における被災者の救出・救助、先ほど申しました救援物資の搬送にはやっぱり消防防災ヘリコプターの活動が極めて有効だと考えておりますので、災害時に円滑な活動が確保されるように事前調査を行って、それに備えていきたいと思っております。

森屋委員 衛星の電話システムというのがちょっとわからないんですけども、当然、衛星を飛ばしてくるわけですから、防災ヘリとは直接やりとりできるんですか。

宮原消防防災課長 防災ヘリにも衛星携帯電話を搭載しており、直接やりとりできるわけですが、県の防災ヘリの出動に関しては県が権限を持っておりますので、その集落と直接やりとりすることは指揮権上どうかと思っております。

森屋委員 この間、9月に委員会で伺った防災ヘリコプター基地で東日本大震災時の救援のビデオを見させていただいたときに、たしかあのときの一番の問題点は防災ヘリが上空まで救助に行ったときに、その下の本当に救援を求めている人たちとのコミュニケーションというのが一番大切ではないかと思えました。だから、山梨県では実際にあのような津波で孤立する家屋というのはないんですけども、それにしても似たような土砂に回りから攻められてしまって孤立した家屋、あるいは、集合住宅に防災ヘリが行って、迅速にその人たちを助けるという行為を行うときには、せっかくそこに配備された衛星電話とヘリコプターが、直接通信できるようなシステムというのをつくっておかないと、機能的な使い方ができないのではないかと思いますので、ぜひ今後検討というか、研究をしてください。お願いいたします。

宮原消防防災課長 確かに委員御指摘のように、直接通信できれば迅速な救助体制がとれると思いますので、事前にヘリの搭乗員と指揮者で連絡を取り合えば、そういうことは当然可能だと思いますので、検討したいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第108号 平成23年度山梨県集中管理特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第117号 当せん金付証券発売の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第120号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※ 請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の1及び2

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※ 請願第23-14号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※ 請願第23-15号 浜岡原子力発電所を永久停止（廃炉）にすることを求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※ 請願第23-16号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項 (地域防災計画)

質疑

(山梨県地域防災計画について)

樋口委員

細かい話はものすごくいっぱいあるんですけども、先ほど議案の審議の中で重点事項2番の情報の収集・伝達体制の整備ですけども、いろいろな伝達手段によって役立つ情報がいろいろありますが、具体的にどういう伝達、情報の手段なんですか。

宮原消防防災課長

1つの通信手段が途絶えてもほかのものがかわりをすることということで、いろんなものを想定いたしておりまして、まずは通常市町村が整備する防災行政無線で、これは市町村と住民に情報を提供するものです。そして、県と市

町村とか、県あるいは国、あるいは消防本部・警察、あるいは国交省とか内閣府、これについては専用の通信系統がございます。そして、そういう防災関係機関との通信の回線を幾つか持つということで、1つがだめになっても情報の収集はできる、対応できるということを確保しております。そして、防災行政無線だけではなかなか正確な災害情報が住民に届かないということもございますので、広聴広報課のほうでも来年度からメディアを使った情報提供などを考えております。また、消防防災課としても市町村と一緒に、住民に情報提供できる手段を複数考えて、収集については結構あるんですけれども、なかなか伝達のほうが進まないということで、そういうことはいろいろ考えていきたいと思っております。

樋口委員

それぞれ行政の単位と申しますか、幾重にも情報伝達手段を持つということだろうと思えます。この間ちょっと聞いた講演の中で、防災無線も発災時には、そのときには何を言っているかわからない、ただ聞こえてくるだけだと。それに従って皆と同じ行動をとるといようなことを盛んに強調していました。まさにいろいろな伝達手段で、その制度が同じ方向を向くことがまた大事ですし、それを市町村とか国の話が出ましたけれども、何というか、効果をぜひ検証して欲しいと思えます。

それとですね、次のページの防災知識の普及・啓発ですけれども、3月11日には山梨県でも大きな揺れがありました。その揺れを経験して学校の校長先生が非常に緊張している。すごく大きな責任を負っている。まさにそういった現場の声を、教育委員会が聞くんでしょうが、計画をとりまとめる消防防災課として、山梨県に大きな地震が来たときに備え、関係者の声を聞く機会、あるいは、収集する機会があるんでしょうか。

宮原消防防災課長

具体的にはこの計画の内容とともに、先ほどの県のやまなし防災アクションプランを同時に進めているわけですが、両方兼ねて学校関係者とか、各団体などにいろいろ問い合わせで当然声は聞いております。それと、あと具体的に教育委員会との聞き取りの中で、文科省も防災教育、防災に関する教員養成などに心がけていくということで具体的に防災計画をもとにして、県で進めていくやまなし防災アクションプランにもそういった面の記載を加えて、そういうことに力を入れていくということを考えております。

樋口委員

今後継続してまたお聞きもしますが、7番の避難体制の充実ですけれども、実際、ここでもやっぱり公営住宅とか職員宿舎を活用した受け入れ体制については準備をしているんですね。

宮原消防防災課長

これについては県には県営住宅・職員宿舎、そして、市町村におきましても市町村営の宿舎がございますので、県としては県営、そして、また市町村間の調整を図るとともに、市町村では自分で持っている宿舎をリストアップして、今後具体的なシミュレーションをしていきたいと思っております。

樋口委員

これから具体的にシミュレーションということですね、わかりました。あと1つ、富士山火山災害ということで、この間、たまたまラジオで聞いていましたら、今回の東日本大震災は1,000年に一度の災害、富士山はたった300年前に爆発しているということで、想定外じゃないということを知りましたけれども、たまたま環境科学研究所の発表会などが年に何回かあって、時々、時間が合えば聞きに行くのですが、そういったところの研究

成果などのフィードバックといいますか、火山防災計画の中に反映させるというか、参考にするというか、そういったことはあるんですか。あるいは、あるとすればどのように。

宮原消防防災課長 研究所の所長さんや研究員の方には、今回の防災計画を見直す中の部会である、地震部会と火山部会にそれぞれ入っていただいております。そして、環境科学研究所は県の機関ですので、当然日ごろから密に連絡を取り合いながら、防災計画を初め県の防災体制について意見をもらっているところです。そして、今回も具体的に火山の広域避難や現地対策本部の具体化等について意見をいただき、主な修正項目の中でそういうものに取り組んでいくということといたしております。

樋口委員 ありがとうございます。まだまだいろいろお聞きをしながら私たちも自分たちのものにしたいと思えます。またこれがアクションプランに反映されていくことでもありますけれども、9月に案が出されましたが、それ以降で加えることができたというものがもしあれば教えてください。

宮原消防防災課長 具体的には要援護者の部分ですとか、県の福祉関係の方からのご意見を数多くいただいておりますので、福祉避難所の部分とか、あとボランティアの広域的な本部というか、調整できる場所とか、そういうものをもうちょっと具体的にアクションプランにも反映させていきたいと思っております。

渡辺委員 今ちょっと触れた8番目の要援護者対策ということがありますけれども、障害者あるいは妊婦等、さらには高齢者ということで、災害が発生したときにこういう人たち本人を含めて周りの人たちがどういう行動をとればいいのか、どこへ自分は避難すればいいのか、これがわかっていないと非常に混乱するわけですが、今の状況の中でどれだけの施設を確保して、どのくらい徹底しているのか、その辺が心配ですけれども、どうでしょうか、今の時点で。

宮原消防防災課長 災害時要援護者に関しましては、まず具体的に市町村で全体計画、そして、災害種別の個別計画などをつくることとなっておりますが、全体計画は全市町村でつくっていますが、具体的な個別の計画、委員がおっしゃったように、災害種別に応じてだれがどこへ行って、どういう方をどこへ連れていくかという個別計画までつくっている市町村は全体の半分に満たないような状況です。それで、富士吉田市でこの前、要援護者の避難方法についてパソコン等を使ってシミュレーションしましたが、やはり個人情報ということでなかなか全員掲載することが難しいかといった課題がございました。今後、各市町村がそういう個別の具体的な計画を策定できるように、県としても一緒に検討していきたいと思っております。

渡辺委員 前にも聞いた経緯がありますけれども、例えば障害者の問題にしても、それは市町村だという答えしか返ってこないんですよ。じゃなくて、今、市町村とも打ち合わせしているという答えをいただきましたけれども、やはり早急に取り組んでいかなければならない問題かなと思うんです。それでなくても災害が発生したときには、本当に冷静さなど全くないでしょうから、ふだんから自分がここへ行けば大丈夫だよという認識を相当もっていないと、例えば障害者と健常者が同じ避難所で生活ができるかということ、これも非常に

難しいわけだから、その振り分けを含めて県民一人一人が自分はこの行動をとればいいのかということ、総体的には出せると思うんですね。例えば今1つの施設に入っている障害者の皆さん方が、もし災害があったときはここへ一緒に来ればいいんですよとか、あるいは、お年寄りの介護者の人に対しても、この施設へいざというときは来てくださいね、ここにきちんと来れば対応できますよとか、そういう一人一人に設定していなくても総体的な決定というのはできるはずなので、これはやっぱり緻密な計画を市町村と立てて、いつ来るかわからない現実の中で、待っているというよりもやっぱり県が主導でできるところはしていただきたいと思いますが、どうですか。

宮原消防防災課長 県といたしまして要援護者の、例えば福祉避難所のほうにつきましては、先の委員会でお話があったように、具体的に市町村が指定する避難所が不足して、近くに県立の施設があるということで申し出があれば、そういうところを避難所に指定したり、聴覚障害者や視覚障害者のボランティアの育成、派遣体制の整備等については県として独自に取り組んでいるところでございます。また、市町村が計画を立て実行をするということでございますが、県としても一緒に中に入って、具体的な検討に加わっていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

齋藤副委員長 ちょっとお聞きしたいんですが、この計画の中ではすべてが県・市町村という扱いがされているんですが、もちろん県ですから県民すべてにわたってやるんですが、対象は県民ということになるわけですが、事業の主体をどこからどこが市町村の分野で、どこからどこが県の分野なのかという仕分けが漠然としている。どこまでを市町村が担当してどこからどこまでを県が担当するという仕分けがはっきりわからないわけですよ。例えば50%以上市町村が責任を持たなければならないものは、やっぱりある程度市町村の主体的な判断で、50%以上県が責任を持ってやらなければならないものは県がやるんだという明確なわかりやすい表現を持ったほうが一般の人たちにはわかりやすいと思うんです。これを漠然としてしまうと、じゃ、これはどこがやるんだと、市町村が、いや、県がやる、これは市町村がやる、ここは市町村がやるんだという説明ですが、説明している人にはわかるけど一般の住民にはわからないと思う。私でもわからないところがあるから一般県民はもっとわからない。表現の仕方をもっとわかりやすくしたらどうかと思うんですがどうですか。

宮原消防防災課長 防災計画には、県、市町村、その他防災関係機関がやるということが記載されていて、それぞれの条文には必要に応じて当然県がやること、「県は」という主語で県がやること、「市町村は」ということで市町村がやること、あるいは、「県または市町村が」ということで共同でやっていくという表現が幾つかあるわけですがけれども、まず災害で避難指示、勧告を出すとか、避難所を設置するというのは当然市町村が第1にやっていくということになっておりますが、具体的な計画自体を見ても県民にはなかなかわかりにくい部分もあると思いますので、計画をかみ砕いたわかりやすい内容の資料を市町村と共同でつくりながら、この計画の周知に努めていきたいと思っています。

齋藤副委員長 いろんなハザードマップをつくっても、それが県民に伝わっていかねばせっかくつくったものがうまく活用できない場面が出てくると思うんで



す。だから、表現とか、そういうものをある程度はつきりわかりやすく、具体的にここからここまでは市町村がやるんだという、そういうことをはっきりしておいたほうがいいような気がします。例えば施設の場合も防災公園は例えば何平米までのものは県がやる、小さい場合には市町村がやるんだと、そういう仕分けもはっきり私どももわからない。だから、やっぱりそういうことをはっきり明記したほうがわかりやすいと思うんだけど、そういう点はいかがですか。

宮原消防防災課長 市町村で指定する具体的な避難所とか、県の用意する防災公園、広域の避難所等が掲載されている防災計画の資料編というのがあります。しかし、計画自体は県民の皆さんなかなかごらんにならないと思いますので、先ほども申しましたように、市町村と共同で住民のわかりやすいような資料を、できるだけつくって普及に努めていきたいと思えます。

齋藤副委員長 行政はわかっているけど住民にはわからないというものはたくさんあります。災害ですから、住民にわかりやすいものをつくらないとだめです。いざというときの住民にわかりやすいものを優先して、住民にわかりやすい表現でうたったほうが良いと思えます。とかく行政間でわかれば良いというような感覚が強いんだけど、やっぱり災害というのはとっさ的なことですから、行政がいろいろ思慮していくまでの時間でもうロスが出てしまう。一目で住民に「あ、これは我々が自助の責任でやるものだ」と、「ここからここまで共助でやるんだ」ということがわからなければだめなんですよ。災害ですから、災害にこういう表現の仕方をするのは、それぞれにわかりやすく表現することを心がけてもらいたい。そんな思いですがいかがですか。

宮原消防防災課長 やはりこの計画につきましては、なかなか県民の皆さんはごらんにならないとは思っています。ということで、これは基本理念とかいろんなものを集めたものでございます。そして、ここに書いてあることを具体的にいろいろ項目を分けて具体的に移すということになりますと、それぞれのマニュアルとか、実行計画とかいうものになると思えます。そして、そういうものにつきましては、当然、住民の皆さんにそれを要約したわかりやすいパンフレットなどを配って、普及・啓発をしていくべきだと思いますので、そういう取り組みをしていきたいと思っております。

齋藤副委員長 では、お願いします。

以上

総務委員長 河西 敏郎